

## 教育カウンセラー倫理規程細則

1. 当協会の資格名は日本教育カウンセラー協会（または JECA）認定「初級教育カウンセラー」、「中級教育カウンセラー」、「上級教育カウンセラー」とする。履歴書、名刺等に記載する場合は「教育カウンセラー」等の略称を用いないこと。
2. 「JECA・教育カウンセラー」は当協会の登録商標である。研修会・事例研究会・ワークショップ等を開催し名義を使用する場合、下記条件のもとに行わなければならない。
  - (1) 「日本教育カウンセラー協会」の名義を会の名称等に使用する場合は、必ず協会本部、または支部に事前に連絡し、許可を得ること。
  - (2) 協会本部、同支部主催の場合以外は原則として「日本教育カウンセラー協会資格認定者名簿」を使って参加者を募集してはならない。
  - (3) 「日本教育カウンセラー協会資格認定者名簿」を用いて研修会・事例研究会等の案内を作成、配布する場合は必ず協会本部、同支部に届け出て許可を得ること。
  - (4) 都道府県・区市町村教育委員会の後援を受ける場合には、必ず協会本部、同支部に届け出ること。
3. 個別面接・相談を行うときは下記の点に注意し、職務範囲を逸脱しないよう常に心がけること。
  - (1) 現在精神科・心療内科等の治療を受けている人のカウンセリングを引き受けてはならない（ただし担当医から文書による依頼があった場合は除く）。
  - (2) 現在カウンセリングを受けている人の相談にのってはならない（ただし学校などにおける指導面接の場合は除く）。
  - (3) 心理療法またはカウンセリングを受けている人を構成的グループエンカウンターに参加させてはならない。
  - (4) 面接料は先払いさせてはならない。
  - (5) 面接料の上限は一回一時間 5000 円とする。
  - (6) 面接室でのカウンセリングを原則とする（ただし偶然街で出会った場合や教育指導の場合を除く）。
  - (7) 心理療法を要するクライアントにカウンセリングという名のもとに関与してはならない。
  - (8) すべての教育カウンセラーはカウンセリングスキルのワークショップに 48 時間は参加すること。
  - (9) 初級・中級の教育カウンセラーのみの資格で個人開業してはならない。
  - (10) 個人開業する場合は事前に協会理事会に届け承認を得ること。最低条件として、スーパービジョンを 20 回以上、教育分析 20 回以上を経験していること。
4. 「教育カウンセラー」として活動する場合は、つねに自己のパーソナリティとアイデンティティを点検し、「育てる」援助を心がけること。
5. 本協会の目的および倫理規程ならびに倫理規程細則から著しく逸脱しまたは協会の名誉を傷つけることがあった場合には、本協会は「倫理委員会・懲罰規程」にしたがって「教育カウンセラー」資格認定の取り消し、一定期間の会員資格停止、文書による戒告、口頭による注意、その他必要に応じた処分ができる。

2004 年 4 月 1 日 制定

2023 年 3 月 31 日 改正